

A S V 装置導入促進助成金交付要綱

(令和 2 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故を削減するために、A S V 装置(車両総重量 3.5 トン以上の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置、車両安定性制御装置)(以下「装置」という。)を搭載した会員事業者(以下「会員」という。)に助成金を交付する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる装置は、国の事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(A S V))の導入に対する支援の対象装置と同一とする。

1. 衝突被害軽減ブレーキ装置
2. ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置
3. 車両安定性制御装置

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、令和 2 年 4 月 1 日以降に前条に定める装置等を搭載した車両を導入した会員とする。但し、リースにより車両を導入した場合であっても、助成金は会員に交付する。

(装着対象車両)

第 4 条 長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。

また、当該車両を購入する場合は、初度登録時に所有権を会員名義とする。

(リースにより車両を導入した場合を除く)

(助成交付額)

第 5 条 助成交付額は、A S V 装置の取得価格(消費税を除く)の 4 分の 1 以内とし、1 車両あたり上限 50,000 円とする。

2. 全ト協による衝突被害軽減ブレーキ装置の導入に関する助成に対する特例

中小企業者が、総重量 3.5 トン以上、8 トン未満の事業用貨物自動車に対し衝突被害軽減ブレーキ装置を搭載した場合の助成は以下のとおりとし、**県ト協助成分に全ト協助成分を加算**する。(国の補助金との併用は可とするが、国、全ト協、県ト協の補助総額が取得価格を上回る場合は、県ト協分を減算する。)

なお、中小企業者であることの確認資料として、直近の事業年度の事業概況報告書の資本金、従業員数の記載があるページの写しを添付すること。

装置内容	全ト協	備考
衝突被害軽減ブレーキ装置	装置取得価格の 1/2 上限 50,000 円	直近事業概況報告書の写しを添付

注意 1：三菱ふそうトラック・バスの M D A S - III については、ふらつき注意喚起

装置と車線逸脱警報装置は、助成を受けるにあたっては一つの装置とみなす。
注意 2：予算の範囲内で受付け順に助成するものとし、予算超過時点においては、車両登録日の早い順に助成する。

(助成期間)

第 6 条 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月末日の間に搭載されたもので、支払い等が終了したもの。

(助成金の申請)

第 7 条 装置等の搭載を完了した会員は、別紙 A S V 装置導入促進助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)により添付書類とともに、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、申請の最終期限は令和 3 年 3 月 5 日とする。

(助成金の交付)

第 8 条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請者へ第 5 条に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第 9 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(財産の処分制限等)

第 10 条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった装置(装着の日から起算して 4 年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。)が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、県ト協は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。

- 1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- 2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。
- 3) 差押え又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
- 4) 会員が県ト協を脱会したとき。
- 5) 事業者が休廃止したとき。

3 この期間内に当該装置を搭載した車両を処分する場合においては、残存期間に応じて助成金を返還しなければならない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第 11 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱の定めのあるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。